（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二　法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項において「休廃止日」という。）の前日から起算して九十日前から当該休廃止日の前日までの間（協会又は学園の休止又は廃止にあつては、当該休止又は廃止に係る認可を受けた後遅滞なく）、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

一　当該基幹放送事業者が当該休止又は廃止に係る基幹放送において行う放送

二　当該休止又は廃止について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き

三　インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法

2　法第百十条の二ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。

一　協会又は学園の基幹放送（協会国際衛星放送を除く。）の休止　十二時間

二　協会国際衛星放送又は協会若しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の休止　二十四時間

3　法第百十条の二ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　不可抗力により休止し、又は廃止する場合

二　法第八十六条第一項第二号又は第三号に該当する場合

三　基幹放送に係る臨時目的放送を休止し、又は臨時目的放送の業務若しくは臨時目的放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合

四　基幹放送に係る試験放送を休止し、又は試験放送の業務若しくは試験放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合

［新設］

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二　法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

［新設］

第九十一条の三　法第百十六条の二の総務省令で定める期間は、認定基幹放送事業者の事業年度とする。

［新設］

第九十一条の四　法第百十六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

二　過去五年以内に法第百三条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹放送事業者にあつては、法第九十三条第一項第七号二又はホに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第九十一条の五　法第百十六条の四第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

［一～三　略］

［新設］

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第九十一条の二　法第百十六条の三第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　［同上］

［一～三　同上］